

第6期新潟市障がい福祉計画及び第2期新潟市障がい児福祉計画の骨子

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。(※加えて、現計画の未達成割合を計上する。)

【考え方】

令和元年度末の施設入所者610人の内6%に当たる36人(1年あたり9人)が地域生活へ移行することを見込みました。

令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とする本計画においては、上記見込みのうち3年分に当たる27人が5年度末までに地域生活へ移行することを目指します。

【成果目標】

項目	数値	備考
【指標】 地域生活移行者数	【目標値】 27人	令和3年度から令和5年度までの 地域生活移行者数の目標
【参考】 基準となる施設入所者数	610人	令和元年度末の施設入所者数

② 施設入所者の削減

【国の基本指針】

令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上を削減することを基本とする。(※加えて、現計画の未達成割合を計上する。)

【考え方】

施設入所者数については、令和元年度末で入所待機者が158人いることから、削減目標を設定せず、入所待機者の解消に取り組んでいくこととします。(現計画においても、成果目標の設定をしていない。)

【成果目標】

(成果目標を設定しない)

(参考：施設入所者数の推移)

単位	第4期実績			第5期実績		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度※
入所者数	621人	623人	615人	621人	610人	623人

※R2年度は見込み

(参考：入所待機者数の推移)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
待機者数		149人	140人	143人	149人	158人
(内訳)	身体	47人	47人	49人	45人	49人
	知的	102人	93人	94人	104人	116人

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

令和5年度中の一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。(※加えて、現計画の未達成割合を計上する。)

【考え方】

令和元年度の一般就労への移行実績(144人)に令和2年度末における数値目標の未達成割合を加えた1.29倍(185人)以上が、福祉施設から一般就労へ移行することを目標とすることとされているが、本市の実情を考慮すると達成困難と考えられるため、独自の目標を設定する。

令和3年4月までに企業の法定雇用率が2.2%から2.3%に見直されることを踏まえ、第5期計画の目標値(154人)の1.04倍として160人以上が、福祉施設から一般就労へ移行することを目標とします。

【成果目標】

項目	数値	備考
【指標】 令和5年度の一般就労移行者数	【目標値】 160人	第5期計画の目標値154人を1.04倍した人数
【参考】 第5期計画の目標値	154人	第5期計画において設定した福祉施設から一般就労への移行の目標値

(参考：一般就労移行者数の推移)

	第4期計画			第5期計画		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度※
目標	123人			154人		
実績	116人	140人	130人	148人	144人	151人

※R2年度は見込み

② 就労移行支援事業から一般就労への移行

【国の基本指針】

就労移行支援事業に係る移行者数を令和元年度実績の概ね 1.30 倍以上を目指すこととする。

【考え方】

令和5年度の年間一般就労者数が、令和元年度の就労移行支援からの一般就労移行者数(89人)の1.30倍以上(115人)が、一般就労することを目標とすることとされているが、本市の実情を考慮すると達成困難と考えられるため、独自の目標を設定する。

福祉施設から一般就労への移行の目標値(160人)を、令和元年度の福祉施設から一般就労への移行実績(144人)のうち、就労移行支援事業を利用した者(89人)が占める割合(0.62)で乗じた数(99人)を目標とします。

【成果目標】

項目	数値	備考
【指標】 令和5年度の就労移行支援事業からの一般就労移行者数	【目標値】 99人	福祉施設から一般就労への移行の目標値を令和元年度の実績のうち就労移行支援事業利用者の占める割合で乗じた数

新

③ 就労継続支援A型事業から一般就労への移行

【国の基本指針】

就労継続支援A型事業に係る移行者数を令和元年度実績の概ね 1.26 倍以上を目指すこととする。

【考え方】

令和5年度の年間一般就労者数が、令和元年度の就労継続支援A型からの一般就労移行者数(19人)の1.26倍以上(24人)が、一般就労することを目標とすることとされているが、本市の実情を考慮すると達成困難と考えられるため、独自の目標を設定する。

福祉施設から一般就労への移行の目標値(160人)を、令和元年度の福祉施設から一般就労への移行実績(144人)のうち、就労継続支援A型事業を利用した者(19人)の占める割合(0.14)で乗じた数(22人)を目標とします。

【成果目標】

新

項目	数値	備考
【指標】 令和 5 年度の就労継続支援 A 型事業からの一般就労移行者数	【目標値】 22 人	福祉施設から一般就労への移行の目標値を令和元年度の実績のうち就労継続支援 A 型事業利用者の占める割合で乗じた数

④ 就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行

【国の基本指針】

就労継続支援 B 型事業に係る移行者数を令和元年度実績の概ね 1.23 倍以上を目指すこととする。

【考え方】

令和 5 年度の年間一般就労者数が、令和元年度の就労継続支援 B 型からの一般就労移行者数 (21 人) の 1.23 倍以上 (26 人) が、一般就労することを目標とすることとされているが、本市の実情を考慮すると達成困難と考えられるため、独自の目標を設定する。

福祉施設から一般就労への移行の目標値 (160 人) を、令和元年度の福祉施設から一般就労への移行実績 (144 人) のうち、就労継続支援 B 型事業を利用した者 (21 人) の占める割合 (0.15) で乗じた数 (24 人) を目標とします。

【成果目標】

新

項目	数値	備考
【指標】 令和 5 年度の就労継続支援 B 型事業からの一般就労移行者数	【目標値】 24 人	福祉施設から一般就労への移行の目標値を令和元年度の実績のうち就労継続支援 B 型事業利用者の占める割合で乗じた数

⑤ 一般就労移行者の就労定着支援利用率

【国の基本指針】

令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち 7 割以上が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

【考え方】

令和 5 年度の年間一般就労者数のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

【成果目標】

新

項目	数値	備考
【指標】 令和 5 年度の一般就労移行者の就労定着支援利用率	【目標値】 70%	令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を利用した者の割合

⑥ 就労定着支援利用による就労定着率

【国の基本指針】

就労定着支援事業所のうち就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを基本とする。

【考え方】

過去 3 年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合が、8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを目標とします。

【成果目標】

新

項目	数値	備考
【指標】 令和 5 年度の就労定着の達成事業所の割合	【目標値】 70%	令和 5 年度の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所の割合

(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 精神病床における早期退院率

【国の基本指針】

精神病床における早期退院率について、入院後 3 か月時点 69%以上、入院後 6 か月時点 86%以上、入院後 1 年時点 92%以上として設定することを基本とする。

【考え方】

令和 5 年度における精神病床入院者の退院率が、入院後 3 か月時点で 69%以上、入院後 6 か月時点で 86%以上、入院後 1 年時点で 92%以上となることを目指します。

【成果目標】

新

項目	数値	備考
【指標】 令和 5 年度の精神病床における早期退院率	【目標値】 3 か月時点 69%以上 6 か月時点 86%以上 1 年時点 92%以上	令和 5 年度における精神病床入院者の退院率の割合

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの取組の推進

【国の基本指針】

なし。(市独自の成果目標)

【考え方】

令和2年度に拡充設置した、当事者、家族、保健・医療・福祉の関係者による協議の場である「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」で、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進します。

【成果目標】

項目	目標
【指標】 「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」の開催	年2回
【指標】 当事者団体等との共同事業の開催・実施	年2事業

新

(4) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針】

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【考え方】

令和5年度末までに、少なくとも1つの拠点がある状態を目指します。また、障がい者地域自立支援協議会において年1回以上運用状況の検証及び検討を行い、地域の実情を踏まえた機能の充実を図ります。

本市ではすでに地域生活支援拠点等が設置されていますが、令和5年度末までに、地域生活支援拠点等に求められている5つの機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を全て整備している状態を目指します。

【成果目標】

項目	目標
【指標】 令和5年度末時点の地域生活支援拠点等の有無	有
【指標】 地域生活支援拠点の年1回以上の検証及び検討の実施の有無	有

新

(5) 障がいのある子どもの支援の提供体制の整備

① 児童発達支援センターの設置数

【国の基本指針】

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。

【考え方】

令和5年度末までに、児童発達支援センターが少なくとも1カ所以上ある状態を目指します。

本市ではすでに2ヶ所設置されていますが、児童発達支援センター「こころん」について、中核的な支援施設としての役割をより明確にし、地域支援の強化を目指していきます。

【成果目標】

項目	目標
【指標】 令和5年度末時点の児童発達支援センターの有無	有

② 保育所等訪問支援の利用体制

【国の基本指針】

令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

【考え方】

令和5年度末時点までに、保育所等訪問支援のサービスを提供する事業所が少なくとも1カ所以上ある状態を目指します。

本市ではすでに2つの事業所で提供されていますが、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、学校をはじめとする訪問先の理解促進と訪問支援体制の充実、支援件数の増加を目指します。

【成果目標】

項目	目標
【指標】 令和5年度末時点の保育所等訪問支援の有無	有

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保

【国の基本指針】

令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本とする。

【考え方】

令和5年度末時点において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所が少なくとも1ヵ所以上ある状態を目指します。

令和元年度末時点で、すでに目標を達成していますが、利用者のニーズを把握しながら、必要に応じた定員数の増を目指していきます。

【成果目標】

項目	目標
【指標】 令和5年度末時点における主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの有無	有

④ 医療的ケア児に対する支援

【国の基本指針】

令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【考え方】

医療的ケア児への適切な支援について、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を継続し、医療的ケア児等コーディネーターの配置拡充を目指します。

【成果目標】

項目	目標
【指標】 令和5年度末時点における保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の有無	有
【指標】 令和5年度末時点における医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の有無	有

新

⑤ 教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率

【国の基本指針】

なし。(市独自の成果目標)

【考え方】

障がいのある子どもが安心して教育・保育施設等を利用できるよう、教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率を、平成 30 年度の 79.1%(仮⇒R1 年度実績に修正予定)から令和 5 年度末に向けて増加させます。

【成果目標】

項目	目標
【指標】 令和 5 年度末時点の教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率	増加させる

新

(6) 障がいや障がいのある人への理解促進

① 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発

【国の基本指針】

なし。(市独自の成果目標)

【考え方】

平成 28 年 4 月、障がい者差別を解消し誰もが安心して暮らすことができる共生社会実現に向けて施行した「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の普及・啓発を図り、令和 2 年度の認知度を 20%以上とすることを目指してまいりました。

平成 30 年度時点で、認知度 28.4%となり目標を達成しましたが、今後もより一層の周知・啓発に努めていきます。

【成果目標】

項目	数値	備考
【指標】 令和 5 年度の条例認知度	【目標値】 35.0%	令和 5 年度に一般の市民を対象としたアンケートを実施し、条例認知度を調査
【参考】 令和元年度の条例認知度	31.4%	令和元年度に一般の市民を対象としたアンケートを実施し、条例認知度を調査

② 学校等を通して新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発

【国の基本指針】

なし。(市独自の成果目標)

【考え方】

小中学校において、障がいのある人とない人の交流の機会を創出し、若年層の条例の周知・啓発を進めます。

【成果目標】

新

項目	数値
【指標】 学校等への条例周知回数	【目標値】 年間 16 回以上

(7) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

令和 5 年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

【考え方】

基幹相談支援センターが、地域の相談支援事業者等からの相談等に対し、専門的な立場から、指導・助言を行います。

【成果目標】

新

項目	目標
【指標】 令和 5 年度末時点における総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	有
【指標】 令和 5 年度末時点における地域の相談支援体制を充実・強化する体制の有無	有

新

(8) 障がい福祉サービス等の質の向上

【国の基本指針】

令和5年度末までに市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

【考え方】

適正な運営を行っている事業所を確保し、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくためには、関係法令等に対する深い理解によって現状を把握検証し、事業所を適切な指導ができる職員が必要です。

都道府県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修へ当市の職員を参加させる等の取組を実施できる体制を構築し、サービスの質の向上に努めます。

【成果目標】

項目	目標
【指標】 令和5年度末時点における障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の有無	有

新